

第 22 期 第 33 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 29 年 2 月 27 日

伊予市農業委員会

第 22 期

第 33 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 1 時 30 分から、伊予市総合保健福祉センターにおいて第 33 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者 農業委員 34 名
事務局 次長
主査
臨時

欠席者 農業委員 1 名

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2	議案第 119 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	6 件
	議案第 120 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	4 件
	議案第 121 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	5 件
	議案第 122 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	2 件
	議案第 123 号	非農地証明願いについて	1 件
第 3	報告第 72 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	2 件
	報告第 73 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	3 件
	報告第 74 号	農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について	3 件
	報告第 75 号	贈与税の納税猶予に関する継続届について	1 件

第 4 その他

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成28年度第33回2月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日、26番〇〇 〇〇 委員より欠席の連絡をいただいておりますのでご報告致します。それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号37番 〇〇 〇〇、1番 〇〇 〇〇 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第119号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第119号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回6件の申請がありました。

1番

譲渡人 千葉県香取郡多古町 〇〇 〇〇

譲受人 上三谷 〇〇 〇〇

申請地 上三谷字風呂ノ元 田

譲受人の耕作面積 3,831 m²

申請理由 (譲渡人) 労力不足

(譲受人) 増反による経営規模の拡大

権利の内容 売買による所有権の移転

譲受人の作付作物 米、野菜、果樹

申請地では米を栽培予定

主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼いたします。

〇〇さんは、千葉県に住んでいますので、ずっと〇〇さんが耕作しております。以前に圃場整備した田んぼでして、これからも作っていくことは間違いないと思っていますので、判を押しました。

よろしくをお願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

つづきまして、番号2、番号3につきまして関連性がございましたので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	双海町串	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請土地	双海町串字西替地	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	29,605.00㎡		
申請理由	譲渡人である〇〇氏からの要望により所有農地の双海町串字西替地 畑との交換により双方の農業経営の安定化を図る。		

権利の内容	交換による所有権移転
譲受人の作付作物	米、季節野菜、果樹
主な農機具の保有状況	田植機、農作業用自動車、防除機、耕運機
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えられます。

3番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町串	〇〇	〇〇
申請土地	串字西替地	畑	
譲受人の耕作面積	35,293.00 m ²		
申請理由	譲受人である〇〇氏の要望により所有農地の双海町串字西替地 畑 外1筆との交換により双方の農業経営の安定化を図る。		

権利の内容	交換による所有権の移転
譲受人の作付作物	野菜、果樹
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、防除機、草刈機
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

議長

番号2、番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

12月に交換をするということで、お願いしていた案件です。

これで交換ができるということで、〇〇さんは既にキウイがかなり大きくなっておりまして、自分の土地で、自分のキウイが採れると喜んでおりますので、よろしくお願いたします。

議長

番号2、番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2、番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2、番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

4番

譲渡人	双海町高岸	〇〇	〇〇
譲受人	双海町高岸	〇〇	〇〇
申請土地	双海町高岸字ホウヨケウネ	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	17,982.00 m ²		
申請理由	農業経営の安定化を図るための贈与		
権利の内容	贈与による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	米、野菜、柑橘		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今、事務局から説明していただいたとおりでございます。

親子関係で生前贈与ということですので、よろしくをお願いいたします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

5番

譲渡人	双海町大久保	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請土地	双海町大久保字石ノ久保	畑	

譲受人の耕作面積	5,700.00 m ²
申請理由	(譲渡人) 譲受人からの要望 (譲受人) 増反による経営規模の拡大
権利の内容	売買による所有権の移転
譲受人の作付予定作物	野菜・果樹(申請地では野菜を作付予定)
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、防除機、草刈機
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の説明のとおりでございますが、〇〇さん、〇〇さんの農地は隣接しております、双方の合意の上で売買に至ったということでございます。現地は確認いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。
番号6に移りたいと思いますが、この事案については、地元農業委員さんの同意が得られていないので地元農業委員さんには退席していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

番号6につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

6番

譲渡人	西予市	〇〇	〇〇
譲受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請土地	下三谷字十王	畑	外5筆
譲受人の耕作面積	7,411.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 施設に入所しており、近親者もなく農地の維持管		

理が厳しいため譲渡する。

	(譲受人) 増反による経営規模の拡大
権利の内容	売買による所有権の移転
譲受人の作付予定作物	柑橘、ブルーベリー (申請地ではブルーベリー等を作付予定)
主な農機具の保有状況	運搬車、動力噴霧器、刈払機
労働力	常時2人

譲受人の農業経営状況等につきまして、今までの経緯を含めましてご説明いたします。
まず、譲受人の農業経営ですけれども、平成23年10月14日に農地法第3条第1項によりまず許可申請によりまして、伊予市大平の樹園地を売買により取得し、5反要件等を満たして農家資格を得たこととなりました。

その4年後、平成27年12月1日に大平地区の農業者へ基盤法利用集積により3年間の貸渡しをしております。

さらに、平成29年1月総会において報告をさせていただいておりますが、基盤法の合意解約により、平成28年12月22日付けで、樹園地の合意解約をいたしまして、現在は自作地として管理耕作することとなっております。

そして、今回の農地法第3条許可申請についてですが、この案件につきましては、昨年7月頃から打診があり地元農業委員さんの合意を得るということで協議を重ねてまいりました。

協議当初、譲受人は後々法人化を目標とし、ゴジベリー(クコ)の栽培を全面で行い不足する労働力については、雇用によって補っていくという計画でございました。

協議を重ねる中で、地元委員さんから、

- 譲受人は、現在公務員であり本年3月末で定年退職予定であるが、4月から2年間の再任用期間となり、農業従事日数が確保できるか不明であり、購入する農地が適正に管理されるか懸念されるということ。
 - 次に、農業耕作の実績が4年間と短期間であり、栽培、管理技術等の未熟さが予想され同様に購入する農地の適正管理が懸念されること。
 - 当初の栽培計画が事例のないクコ(ゴジベリー)であり、周辺農地にどのような影響があるか計り知れないということ。
 - 販売計画もインターネットなどによるようになっており、収益性に不透明さが残ること。
 - 市外在住者であるため、地域で行う共同作業に参加するかどうか不明であること。
- といったような懸念がされまして、それを払拭するために
- 売買ではなく一定期間は、賃貸借によって耕作を行えないか。
 - クコ栽培ではなく水稲など地域で慣行的に栽培されている品目で、営農ができないか。
 - 下三谷地区に在住した耕作ができないか。

との提案を行いました。

この提案に対し、譲受人は、栽培品目については、クコからブルーベリーへと変更いたしました。その他は容認せず、双方の合意に至りませんでした。

以上の経緯の上で、平成29年2月15日付で農地法第3条許可申請書を地元農業委員さんの合意がないまま事務局への提出があったものです。

農地法第3条による権利取得の手続きは、農業者が農地の権利を取得するための法手続き

となっております。

今回は、譲受人が農業者と言えるのかということが、未合意となった大きなポイントとなっているわけですが、農業者の定義として数値的判断ができるものが、農地法においては、50 a 以上の耕作面積があるか否かの面積要件。愛媛県の基準にある 3 年 3 作の耕作期間要件の 2 つでございます。

その他の判断は農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可の要件に該当するか否かです。

これを読み上げますと、

第 1 号 効率的に営農すると認められない場合

第 2 号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第 3 号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第 4 号 農作業に常時従事すると認められない場合

第 5 号 耕作面積が取得面積を含めて 50 アールに満たない場合（先に述べた 5 反要件）

第 6 号 また貸しするおそれがある場合

第 7 号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

となっております、第 2 号及び 3 号の明確な規定及び第 5 号の数値判断となっている規定、以外の第 1 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号は概念的な要件となっております。

なお、議案上程にあたり愛媛県農業会議へ本事案の見解を確認しましたところ、先に述べた懸念事項では、不許可に該当する明確な要件にはあたらないとのことでした。

以上をお踏まえいただきましてご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長

ここで、休憩に入りたいと思います。

～休憩～

～地元農業委員退室～

議長

それでは再開いたします。

経過については今、事務局からご説明があったようなことですが、地元委員さんも、なかなか地元として判を押しにくいということで、現状のような経過になったということでございます。

ここで、委員の皆様からのご質疑、ご意見を出していただきたいと思っております。

委員

大平の農地は現在どのようなようになっているのですか。

議長

今、事務局から説明がありましたように、当初 4 年位は、実際に柑橘が植えられているところで、柑橘栽培がされていた。ただ当時も勤め人ですから本人さんが直接作業されたか、

雇われてやられたかのはそこまでは定かではございません。その後、利用権を設定して柑橘栽培が成されていた。今回1月にその解除の手続きが出たと。

現状は柑橘が植えられているという確認が事務局の方でできている状況でございます。

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

委員

前回の4年間の実績を見ても、やっていないのではないのかと思われる。新規参入に近いという状態ではないのか。新規参入の場合はここに出てきてもらって、計画等実現性のある話をいただかないと納得できない。

出ることができないと言われるようなら、周りの農地、農業の関係施設にて支障が生じないように管理することを確約させる書面をもらっておくことが必要であると思います。

委員

大平の土地を平成30年11月30日までという期間で貸渡しすることになっていたのに、残り期間2年を残して貸渡しの契約を辞めたというのは、この土地を買うためにこの賃貸契約を解約したのではないですか。5反要件をつくるために解約したのではないのですか。それなら、借主の方に一度状況を説明してもらったらいいのではないか。

もしかしたら、まだ作りたかったと言うかも知れない。50アールの面積確保のために解約して欲しいと言ったのかも知れない。その辺りはどうなのですか。

事務局

委員さんがおっしゃっていますのは、今回の農地を買い受けるために、貸していた所を解約したのかどうかということですが、これは既に、新たに買おうとしている農地が6筆全部で7反越えています。

農地法3条第2項第5号に照らし合わせると、耕作面積が取得面積を含めて50アールということなので、全く農地を持っていなくても今回一度に7反半の農地を買えば5反要件をクリアします。その点については解約が影響したということはないということが判断できます。

補足になりますが、その場合、先程委員さんがおっしゃられました、新規参入になるのかどうかということが問題になってきます。

ご存知のとおり、新規参入者（新規就農等）の場合は、総会の場に来ていただきまして、自身の計画、意欲、今後の意向などを述べていただくと共に皆様に審議していただく訳ですが、今回この案件を審議するにあたりまして出席いただけるかと事務局の方から打診しましたが、出席をするとのご回答はいただけませんでした。

議長

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

委員

先程からでておりますご意見に私も同感なのですが、3年間の作業計画とありますが、先程からお話を聞きますと大変難しい案件ではないかと私自身は感じております。

3年3作についての計画がでておりますが、3年経ったら荒らしてもいいということでも勿論ないわけですし、農振地域の青地農地として重要な位置にもありますし、地元委員さんをはじめ地元の方も非常に心配をしているとお聞きしました。

これが貸し借りであると許可の取消しもできますし、弾力的に認めてもいいかとは思いますが、購入ということになりますと、その方の権利が発生しまして、少々荒れていても、他の方が意義を申し上げにくいこともありますので、何らかの確約が必要でないかと私も思います。

新規就農者でないということで本人も出席を拒んでいるようですが、もう一度本人に話してこの場で農業委員さん方が心配しております文言について誓約をしていただけるか、それがどうしてもできないと言うことであつたら、農業委員会と、地元の農家の人々に対しまして誓約書といった形で一筆書いていただくのがよろしいかと思えます。

どういう要件で誓約をしていただくのかにつきましては、それぞれ農業委員さんのお考えもあろうかと思えますのでそのご意見を参考にして、合意できる内容でありましたら誓約書として提出していただいた後に改めてもう一度審議する。本日は保留にするということでご提案申し上げたいと思えます。

議長

本人さんが新規就農者と同じように、総会へ出席していただいて抱負なり、計画なりの発言を求めたらどうかという委員さんからのご意見については、事務局どうでしょうか。出席するという件について。

事務局

一度打診した際は、そういうお返事でしたが、改めて申し入れてみることは可能かとは思えます。

議長

一応、再度、農業委員会の次回の出席を求めるといふことをお願いしたらと思えます。

今、お二人の委員さんから、何らかの誓約書を取るべきではないか、それをもって許可の条件にすべきではないか。というご意見がありました。他にこれらに関しましてご意見がございましたら出していただきたいと思えます。

委員

私もお二人の委員さんの意見に賛成でありまして、一番困るのは地元の方だと思えます。

購入したが放任園に近い状態になるのでは困るので、例えば草を刈るにしても近所の方の申し出に対して、出てきて刈ってくれるくらいのことの誓約書でも書いてもらっておくくらいのことが一番いいのではないかと思えます。

議長

草刈など、周辺からの苦情が出た場合には速やかにやります。というような誓約をしてもらったらどうかというようなご意見でございます。

他にございませんでしょうか。

委員

地元委員さんも大変ご苦労されているようですが、これは地域外の方が結構大きな面積を作るということなので、地域で行う共同作業などにも当然出してもらわなければならないと思います。共同作業には間違いなく参加していただけるよう、約束を取り付けていただいたらどうかと思います。

議長

7反を超える広さの農地ということでございますので、農業関係施設の共同作業には、特に地区外に住まわれていることでございますので、参加するというような確約をとったらどうかというご提案でございます。

他に誓約書の中身についてご意見がございましたら出していただけたらと思います。

今、出ておりますのは、

- 当該農地、周辺農地、関係施設の支障が生じないように適正な管理をする。
- 当該農地に接近した周辺農地、関係施設に支障が生じた場合も速やかに対処する。
- 周辺の農業関係施設の維持管理等の共同作業には必ず参加をする。

この3点の内容が出ています。

もう少し加えていけばいいということがございましたら出していただけたらと思います。

委員

無理なことかも知れませんが、この誓約書で履行しなかった場合のことですが、返納するとかという所まで取り付けるというのはどうでしょうか。

議長

今のご意見に対して事務局からお願いいたします。

事務局

今委員さんからのご提案がございました返納については、貸借であれば強制的な貸借権の解約という行為ができるので地主さんへ返しなさいということが出来ます。しかし、一定の金額を払われ、資産形成をされて一旦許可済みになり本人さんのものになっていた土地を強制的に返納というところの誓約までは、農地法ではできませんので今回、地元委員さんの方で苦労されているというところでございます。

議長

よろしいでしょうか。そういうことで。

委員

私も上野地域、南伊予の関係でありますので、水田の関係、ブルーベリーを作るのはいいですけど、基盤整備法というのがあって大谷池の水利もきていいる関係もあるので、地域の方の賛同は非常に大事なことだと思います。

地域のところで地域の方と話し合っ、先程も言っていた誓約書、共同活動の関係、池の草刈り等の関係、その他いろいろなことがありますので、誓約書を書いてもらった上でのことにしたらどうかと思います。

議長

今、誓約書を書いていただいて、その後に再度協議をするというご提案がありました。他にございませんか。

委員

私が心配しておりますのは、誓約書を入れていただきたい、それから再度検討すべきだという気持ちは変わらない訳ですが、法的にといいますか、誓約書を入れてくださいということは農業委員会として言えると思うのですが、それを必ず実行しなければならないと思うのか、農地法第3条第2項に違反していない、誓約書など出さないといった場合などにはどのようになりますか。

事務局

誓約事項ということに関しては、農業委員会が求める必須のものではございません。営農計画書と収支予算書というのは、計画の妥当性を判断するために農地法で定めます基準として提出を求めることができる種類となっています。

仮に誓約という言葉で提出させたとしても、その誓約書は小さな申合わせ事項として非常に拘束力の強いものではないと認識しております。ただし、農地法第3条第2項の第1号、第4号、第6号、第7号につきましては、概念的要素が非常に強く、本人がやります、やりますと言えば、紙に書いてしまうのは簡単なお話ですので、その辺りは改めて農業委員会と地域と申合わせ事項として書面で残しておくことによりまして、例えば農地が荒廃化したときにこの申合わせ事項に関して「違反をしているから是正をなさい。」と農業委員会から本人に対し指導できるという程度のものだと認識しております。

また、2つ目の要件でございますけれども、地元地域と本人との間に管理の程度に意識の差が生じたときには、地元が管理を求めた際には、申合わせ事項に基づいて管理すると誓約したのではないかということの一言を、委員会から本人に対し指導できるという程度のものだと認識しております。

また、農地法の目的に則り農業の新規参入促進として、手続きに係る書類の簡素化を図るとしても、地域農業の実態の中で異常な懸念事項があるということは理解できますので、本人に対し一定の申し合わせを誓約する覚悟は必要である旨を伝えることはできるのではないかと考えております。

以上です。

議長

そういうことでしたら、一応皆様から出ております、誓約書という形で、当該農地、周辺農地、関係施設に支障が生じないように適正に管理をするということ。当該農地に接近した周辺農地、関係施設に支障が生じた場合は速やかに持主が対処をするということ。

大谷池等いろいろ水利関係もありますので、農業関係施設の維持管理等の共同作業には参加をするということ。

この3項目の誓約を取るということで、今回は保留し、誓約が取れば次回総会で決定するということ。

できれば今言ったようなことを、来月の総会に出ていただいて皆様の前で誓約をしていただくというのが一番いい訳ですから、まずそれをお願いし、それができないということであれば、誓約書をそういう形で取って、それを糧に今後本人さんには営農していただくという内容でよろしいでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきましては保留といたします。

～地元農業委員入室～

議長

それでは、3ページをお開きください。

■議案第120号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第120号「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回4件の申請がありました。

1番

申請人	森	〇〇	〇〇
土地所有者	森	〇〇	〇〇
申請地	森字山田	田	
転用目的	貸資材置場及び貸露天駐車場		

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

申請人は、本人が代表取締役を務める法人における資材置場及び露天駐車場の不足を解消する目的で、農地転用許可を受けることなく昭和47年から供用していたもので是正手続きと

して、農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、森海岸付近に位置し、農地と宅地が混在した所であり、10ha 未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

また、申請地の転用規模は、市道(上山北線)から用地内に入出入りする際の交通安全確保の観点から車両等を申請地内で、転回駐車させる必要性が求められることを踏まえ必要面積を検討したものであり、規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号1につきまして補足説明をいたします。

事務局から説明がありましたように、これは海岸側の農地として、20年以上も前にお父さんの時代に売買契約がございまして、その時点からずっと資材置場として使っていたという経緯がございまして。私の農業委員になりましたから、台帳上は農地になっておりますので年に1回は農地に戻すようお願いをしておりましたが、そういう経緯があつてなかなか現状を農地に戻すというような状態にもなっていないということでございまして、今回、5条事案で出てまいります。資材置場、露天駐車場にする場合、農地に戻すことができないのなら、違反転用解消ということと一緒に併せて今回、資材置場、露天駐車場への変更手続きをしていただくということで、申請があがってきたということで、よろしく願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2、番号3は関連性がございまして併せて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

申請人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘字東谷	畑	
転用目的	露天駐車場		

申請地説明図の(6)～(9)が関係資料となっております。

申請人は、平成27年1月に父より後に亡くなった祖父から申請地を相続しました。

申請人の祖父が、当時の居住地に隣接する申請地に自己及び家族の所有する車両の露天駐車場として、農地転用許可を受けることなく平成 18 年以前から供用していたもので是正手続きとして、農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、双海町上灘両谷の双海中学校から南に位置する谷あいの集落に位置し、農地と住宅と山林が混在した所であり、さらに当該農地は、周りを宅地に囲まれ農業生産性の低い第 2 種農地と判断されます。

既に駐車場として転用行為を実施後 10 年以上経過しているため今後新たな影響が生ずる恐れは無いと判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

3 番

申出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘字宮ノ瀧 畑		
転用目的	植林		

申請地説明図の(10)～(12)が関係資料となっています。

申請人は、平成 27 年 1 月に父より後に亡くなった祖父から申請地を相続しました。

平成 8 年以前に、当時祖父所有の当該農地を父が耕作していましたが、父の身体的都合により耕作が困難となったため、耕作放棄地の発生を防ぐ目的で、農地転用許可を受けることなく杉を植林しました。

周辺の山林と一体化した状態で、農地としての復旧は難しく、今後は森林組合などの協力を得て山林として管理するために地目を山林に変更する必要があるため、是正手続きとして、農地転用許可申請に至ったものであります。(平成 28 年 6 月に、市に対して農振農用地からの除外申出があったもので、伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、市から農業委員会に対し意見照会があったものです。(平成 28 年 7 月第 26 回総会議案第 95 号-1))

申請地は、双海町の山間部に位置し、農地と山林が混在した所であり、西側に向かって標高が高くなる傾斜面の 10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

既に植林後 20 年以上経過しているため今後新たな影響が生ずる恐れは無いと判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

議長

番号 2、番号 3 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

番号 2 の露天駐車場についてですが、現地確認いたしましてその駐車場がなければ車を置

くところがない。前の道路も離合でき程の幅しかありませんので近くに駐車する場所がない。

この図面でも軽自動車、普通乗用車と置いていますが案外小さいなど、ギリギリいっぱい
に駐車している状態でございますので、仕方ないかというように見ました。

3番の植林についてですが、これも事務局に連絡いたしまして、場所といたしましては地図
の現地写真で見ても分からないくらいのところで、連れて行ってもらってここですよと全然
違うところを言われても、納得してしまうような、分からないような場所だと思いましたの
で、私は現地確認をしております。ただ事務局の方で現地確認しましたということで聞いて
おりましたので、こちらの書類、事務所の書類等で精査させていただきまして判を押させ
ていただきました。

以上です。

議長

番号2、番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2、番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2、番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

4番

申請人	三秋	〇〇	〇〇
土地所有者	三秋	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	
転用目的	植林		

申請地説明図の(13)～(15)が関係資料となっております。

地元担当の〇〇委員は、本日欠席でありまして事前に連絡を受け状況説明に関する確認を
受けておりますので、併せてご説明いたします。

申請地は、以前は申請人の父が樹園地として栗を栽培しておりましたが、居住地から園地
までの距離があり道路幅員狭小、急勾配等による危険性から園地の管理耕策が困難と判断し、
平成4年9月に申請人に贈与した後、平成8年3月に桧を植林しております。

現在は、周囲の山林と一体化した状態で農地としての復旧は難しく、今後は森林組合など
の協力を得て山林として管理するために地目を山林に変更する必要があります、是正手続きとし
て、農地転用許可申請に至ったものであります。(平成28年8月に、市に対して農振農用地
からの除外申出があったもので、伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市から農業委
員会に対し意見照会があったものです。(平成28年8月第27回総会議案第97号-1))

申請地は、中山町を東西に延びる県道久万中山線から南側に面する日南登集落の山間部に位置し、山林が大半を占める場所であり、南西側に向かって標高が高くなる急傾斜面の10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

既に植林後20年経過しているため今後新たな影響が生ずる恐れは無いと判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして4ページをお開きください。

■議案第121号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第121号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回5件の申請がありました。

1番

譲渡人	森	〇〇	〇〇
譲受人	森	〇〇	〇〇
申請地	森字山田	田	外1筆
転用目的	貸資材置場及び貸露天駐車場		
権利の種類等	売買による所有権移転		

申請地説明図の(1)～(3)、(5)が関係資料となっています。

議案第120号の1番に関連しております。

申請人は、本人が代表取締役を務める法人における資材置場及び露天駐車場の不足を解消する目的で、平成28年3月に農地法第3条による許可申請を行い、許可後に転用行為を実施し始めたものであります。

本件転用行為の実施は、申請人の関係法令認識の誤りによるものであり、農業委員会の指導により法3条許可を取り消したのち、今回は正手続きとして、農地転用許可申請に至ったものであります。(平成28年3月に、農業委員会に対し農地法第3条の規定に基づく許可申

請があったものです。(平成 28 年 3 月第 22 回総会議案第 78 号-3))

申請地は、森海岸付近に位置し、農地と宅地が混在した所であり、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

また、申請地の転用規模は、市道(上山北線)から用地内に入出入りする際の交通安全確保の観点から車両等を申請地内で、転回駐車させる必要性が求められることを踏まえ必要面積を検討したものであり、規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号 1 につきまして補足説明をいたします。

事務局からありましたように、この事案は 1 月に 3 条の許可を取消して元へ戻したという事案でございます。

昨年、売買契約ができて、〇〇さんの方に農地を移転していましたが、昨年農地利用状況調査の際に、この土地が埋め立てをされ始めていたということがございまして、これは農地ですからできないということを本人さんに話したら、本人さんも簡単に資材置場や駐車場にできると思ってやったということでした。

今回は、前回の許可の取消しを行い、改めて違反転用部分も併せ 4 条転用申請とこの土地について手続きし直すということであつたものでございますので、よろしくご審議をいただいたらと思います。

議長

番号 1 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 1 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 1 につきまして原案のとおり承認いたします。

番号 2 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2 番

譲渡人 松山市 ○○ ○○

譲受人 双海町高野川 ○○ ○○

申請農地 双海町高野川字成組 畑

転用目的 漁業用倉庫

権利の種類等 売買による所有権移転

申請地説明図の(16)～(19)が関係資料となっています。

本申請は、市道高野川駅線道路改良及び高野川橋架け替え事業の実施に伴い、漁業用倉庫として利用している土地を市が全筆買収することとなり、代替地検討の結果、申請地を譲り受けて新たに漁業用倉庫を再築するものです。

申請地は、JR 予讃線高野川駅から 300m の範囲内に位置する白地農地であり第 3 種農地と判断され転用許可やむを得ないと判断されるものです。

また、申請地の転用規模は、市道からの支線に接続する道路の交通安全確保等の観点から自家用車両等を申請地内で転回駐車させる必要性が求められることを踏まえ必要面積を検討したものであり、規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号 2 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今、事務局から具体的に、詳細に説明していただきましたとおりでございます。

J R の上に 50 年以上経った橋の架け替えということで、丁度、倉庫があたるということで、申請地のところへ代替地を持ってくるということでございます。

議長

番号 2 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 2 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 2 につきまして原案のとおり承認いたします。

番号 3 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3 番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字薄井谷	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権の設定		

申請地説明図の(20)～(23)が関係資料となっています。

平成 28 年 9 月に、市に対して農振農用地からの除外申出があったもので、伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農

業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号イ及び第3条の2第2項の規定に基づき、市から農業委員会に対し事前調整及び意見照会があったものです。

譲受人は現在、妻、子供1人の家族3人で借家住まいをしています。現在の住居では手狭であり、また今後は、仕事の傍ら両親の農業経営を手伝うために自己の住居を構え生活基盤を確立したく、申請地に分家住宅を建築することを希望し農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、下三谷集落の市道(稲荷上三谷線)の沿線に位置する農地であり、10ha未滿の広がり無し第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

只今、事務局から説明があったとおりでございます。

息子さんが戻ってきて、家を手伝うということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

4番

譲渡人	上野	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野字丑寅	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権の設定		

申請地説明図の(24)～(27)が関係資料となっています。

平成28年9月に、市に対して農振農用地からの除外申出があったもので、伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農

業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号イ及び第3条の2第2項の規定に基づき、市から農業委員会に対し事前調整及び意見照会があったものです。

譲受人は現在、妻、子供1人、妻の祖父母・父母・妹の家族8人で妻の実家で同居をしていますが、子供の成長に伴って現在の住居では手狭になり、今後は、妻の両親の農業経営を手伝うために自己の住居を構え生活基盤を確立したく、申請地に分家住宅を建築することを希望し農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、上野下郷集落に位置する農地であり、10ha未滿の広がり無し第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から具体的に詳細に説明していただいたとおりでございます。

昨年9月の総会で、農振除外を審議していただいたところに分家住宅を建てるということで、井上さんも高齢であり病気がちなので、お孫さんが整備士をしておりますが、責任を持って農業の後継者としてやっていくということの申し出で、分家住宅を建てるということでした。

よろしくをお願いいたします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

5番

譲渡人	大平	〇〇	〇〇
譲受人	埼玉県川口市	〇〇	〇〇
申請農地	大平字片山	田	外1筆
転用目的	太陽光発電施設		
権利の種類等	使用貸借権の設定		

申請地説明図の(29)～(33)が関係資料となっています。

譲渡人は、譲受人の父親であり、現在 82 歳で農業を営んでおりますが、年々所有農地の全てを耕作することが年齢的、体力的に厳しくなってきたうえに、譲受人も県外に在住しており、農業経営を引き継ぐ見込みもないため、耕作地の縮小を検討することになりました。

申請地をこのまま休耕地にするのではなく農地以外に有効活用できる方法はないか模索したところ、太陽光発電施設として整備することを希望し農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、国道 56 号線及び JR 予讃線、松山自動車道等が複合的に交差する市場と大平片山の集落の境付近に位置する白地農地であり、10ha 未満の広がり無し第 2 種農地と判断されます。

また、申請地の転用規模は、同時最大受電電力 49.5kw の低圧連係で四国電力株式会社に売電するために 297 枚+432 枚=729 枚の太陽電池モジュール(パネル)を敷き詰め設備管理区域等を踏まえ必要面積を検討したものであり、規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号 5 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の説明のとおりでございまして、行政書士の方に判を押してくれと言われ、私も現地を見ていないので、現地を確認してきました。場所は大変いいところだと思いました。

周りには宅地もあり周辺の方に了解を得ていないということだったので、了解を取るようにと言うと、了解を取ってきましたので、判を押しました。

よろしくをお願いいたします。

議長

番号 5 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 5 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 5 につきまして原案のとおり承認いたします。

つづきまして、5 ページをお開きください。

■議案第 1 2 2 号 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第 1 2 2 号「伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」、農振農用地

からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

申出人	上野	〇〇	〇〇
土地所有者	上野	〇〇	〇〇
申出地	上野字丑寅	畑	
転用目的	農家住宅		

申請地説明図の(24)～(26)、(28)が関係資料となっています。

申出人は現在、妻の両親、妻、子供1人の家族5人で妻の実家で同居をしていますが、子供の成長に伴って現在の住居では手狭になり、今後は、妻の両親の農業経営を手伝うために自己の住居を構え生活基盤を確立したく、申出地に農家住宅を建築することを希望しています。

申請地は、上野下郷集落に位置する農地であり、10ha未満の広がり無し第2種農地と判断され、転用許可やむを得ないと判断されるものです。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の説明のとおりでございます。具体的に説明していただきました。

〇〇さんは高齢でまた病弱です。

この付近は約8反から1町くらの耕運機も入らないような道路の樹園地のところなのですが、地元で農免道路を付けました。農業振興のために付けた道路のところ、農業をするために、後継者のために家を建てるとのことでの申請でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

申出人	双海町高岸	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高岸	〇〇	〇〇
申出地	双海町高岸字上サイ	畑	
転用目的	墓地及び納骨堂		

申請地説明図の(34)～(37)が関係資料となっています。

申出人は、双海町の宗教法人であります。主な檀家のいる双海町に於いては、旧来私有地のみなし墓地で諸個人が管理することが慣習であったため、申出者は墓地を所有しておりませんでした。

しかし、近年、少子高齢化の影響や私有地のみなし墓地の利便性の悪化等により墓地の荒廃が深刻化したことや、申出者の隣接地に管理墓地を開設して欲しい旨の要望もあり、檀家の利便性の向上と永年管理を目的とし、申出地に墓地及び納骨堂の設ける話がまとまったため、農振除外の申出に至ったものであります。

申出地は、双海町高岸の唐崎集落に位置し、農地と住宅が混在した所の青地農地であり、東側に向かって緩やかに標高が高くなる傾斜面で10ha未満の農地の広がりが無い第2種農地の要素を満たしていると判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局が申したとおりでございます。

詳細は、今、ばらばらでお墓を作っておりますが、ある程度まとめたらという檀家とお寺さんの合意によりまして、母親も提供するというので、具体的には13墓地と納骨堂を作る予定ということで進んでおります。

よろしく願いいたします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして6ページをお開きください。

■議案第123号 非農地証明願いについて

議長

議案第123号「農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて」、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

申出人	下三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	下三谷	〇〇	〇〇
申出地	下三谷字末法	畑	
証明書	非農地証明		
現状	駐車場及び庭		

申請地説明図の(38)～(40)が関係資料となっております。

申出人は、申出地に接する北側の住宅に居住されており、申出地は、昭和55年以降現在まで、宅地の一部として供用しているものであります。

現在は、農地としての機能を有さず、地目(畑)を現況に即した宅地の一部(駐車場及び庭)として変更するため非農地証明願が提出されたものであります。

なお、申出地は、下三谷近江集落に位置する農振農用地区域外農地(白地)であり、住宅等が連たんしている区域で、農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上の理由から当該農地を20年以上農業目的に供しておらず、現況も農地への原状回復が極めて困難な状況にあります。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

この方は親の代からこの土地を駐車場および一部畑みたいにして作っていたらしいのですが、ずっと農地として使用せず、そのまま駐車場になってしまっていたところでございます。

そういうことで申し出がありました。

よろしくをお願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

申出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘字東	畑	
証明書	非農地証明		
現状	宅地		

申請地説明図の(41)～(43)が関係資料となっています。

申出地は、平成28年11月第30回総会議案第112号に関連するもので、その後の詳細調査の過程で、双海町上灘字東 宅地5筆とともに、一体として建物(居宅・鉄筋コンクリート木造瓦葺3階建)の敷地の一部として利用されていることが判明し、現在は、農地としての機能を有さず、地目(畑)を現況に即した宅地として変更するため、申出人から非農地証明願が提出されたものであります。

なお、申出地は、国道387号線沿い双海町上灘小網集落に位置する農振農用地区域外農地(白地)であり、住宅、事業所等が連たんしている区域で、農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上の理由から当該農地を20年以上農業目的に供しておらず、現況も農地への原状回復が極めて困難な状況にあります。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

前回にありましたが、20年以上農地として有していないということで非農地証明が出ております。

事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

報告事項に進みたいと思います。

■報告第72号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第72号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

申請人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷字竹ノ宮	田	
転用目的	農業用倉庫		

2番

申請人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川字宮之前	田	
転用目的	農業用施設用地		

議長

報告第72号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、8ページをお開きください。

■報告第73号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第73号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字馬塚	田	
転用目的	個人住宅		
権利の種類等	使用貸借権設定		

2番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊字大角藏	田	外1筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

3番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊字西ノ原	田	
転用目的	宅地拡張		
権利の種類等	所有権移転		

議長

報告第73号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

■報告第74号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知について

議長

報告第74号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

貸出人	上唐川	〇〇	〇〇
借受人	下唐川	〇〇	〇〇
届出地	上唐川字下渡セ	畑	外28筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	使用貸借権設定（3条）		

2番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	福島県会津若松市	〇〇	〇〇
届出地	大平字武領	畑	外5筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	使用貸借権設定（3条）		

3番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	大平字石原	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	貸貸借権設定（基盤）		

議長

報告第74号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、11ページをお開きください。

■報告第75号 贈与税の納税猶予に関する継続届について

議長

報告第75号「贈与税の納税猶予に関する継続届」について、租税特別措置法第70条の4の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

贈与人	中山町中山	〇〇	〇〇
受贈人	中山町中山	〇〇	〇〇
届出地	中山町中山	畑	外30筆

贈与日 平成元年1月27日

受贈人が贈与税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から3年目毎に税務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を受贈人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成29年3月15日のため、事務局が申請地の現地確認を実施し、農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第1号）第2条第1項第2号の規定による会長専決により、平成29年2月1日に証明書を交付したものです。

議長

報告第75号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

事務局

□ 農業経営基盤強化促進事業の実施に係る利用権設定について

農業経営基盤強化促進事業の実施に係る平成29年5月末終了分の利用権設定農地の期間終了・更新通知について（4月広報にて掲載予定）

更新に係る対象者（貸し手・借り手）には、3月上旬に「利用権設定農地の終期・更新通知書」の郵送を予定しております。

該当する地区担当委員様には、事前に利用権設定終期（更新）一覧表をお手元に配布しております。

引き続き利用権設定される場合は、利用権設定申出書を受付期限（4月20日）までに担当地区の農業委員に提出する旨のお知らせをいたしますのでご協力をお願いします。

なお、利用権設定申出書の配布は次回の農業委員会時に予定させていただいております。お手持ちの申出書が不足している場合は、事務局へ案内していただきますようお願いいたします。

各農業者からの申出の際は、申込み受付け後の取りまとめ、計画（案）策定処理事務に一定の期間を要しますので、受付期間内での手続きについてご協力をお願いします。
（5月に計画案を議案上程し5月31日に公告予定）

□ 次回の開催日程について

平成29年3月30日（木）13時30分より
伊予市総合保健センターにて開催予定

議長

以上で、第33回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。
また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。
以上をもちまして、平成28年度第33回2月の伊予市農業委員会総会を終了致します。
一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

（午後 15時 31分 閉会）